

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー運転手として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、勤務終了後に会社の浴室で入浴中に意識低下していたところを会社の他の従業員に発見され、C病院に救急搬送されたが、同病院にて死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因「溺水（湯の吸引）」、直接死因の原因「不詳」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「虚血性心疾患（推定）」、死因の種類「不詳の死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病についてみると、死体検案書によれば、被災者の直接死因である「溺水（湯の吸引）」に影響を及ぼした傷病名等として「虚血性心疾患（推定）」と記載されているところ、D医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨「被災者は、勤務終了後の平成〇年〇月〇日午前〇時頃、会社の浴室で入浴中に意識低下しているところを発見され、救急搬送されたが病院で死亡が確認された。本件死亡については、入浴中に虚血性心疾患をきたし溺死した可能性が最も大きい」と述べている。当審査会としても、被災者の死亡時の状況及び上記医学所見等に鑑みると、被災者は、平成〇年〇月〇日、入浴中に虚血性心疾患（以下「本件疾病」という。）を発症し、溺水により死亡したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者は、通常の運転業務に従事しており、当審査会としても、業務に関連する異常な出来事に遭遇したとは認められないものと判断する。

(4) 被災者の本件疾病発症前1週間の業務の過重性についてみると、次のとおりである。

ア 被災者の労働時間について、審査官は、決定書理由に説示する労働時間集計表（以下「労働時間集計表」という。）のとおりに認定しているところ、同認定は、被災者に係る24時間記録図表（デジタルタコメーター）及び運転日報の記録、E常務やFの申述を基になされたものであり、当審査会としても、これら資料に基づく同認定は妥当なものであると判断する。

イ これによれば、被災者の本件疾病発症前1週間の時間外労働時間は14時間26分であり、この間、1日の休日が確保されていることが確認できる。したがって、当審査会としても、被災者は、発症に近接した時期において、日常業務に比較して特に過重な業務に従事していたとは認められない。

(5) 被災者の本件疾病発症前6か月間における業務の過重性についてみると、次のとおりである。

ア 被災者の時間外労働時間についてみると、決定書理由に説示するとおり、発症前1か月間は63時間8分、発症前2か月間は1か月当たり51時間13分、発症前3か月間は1か月当たり59時間16分、発症前4か月間は1か月当たり61時間27分、発症前5か月間は1か月当たり57時間47分、発症前6か月間は1か月当たり54時間22分であり、労働時間に関して、長期間の過重業務に就労したということとはできない。

イ 請求代理人は、被災者には、拘束時間の長い勤務、連続勤務、平成〇年〇月〇日から同月〇日にかけてみられるような勤務間隔のほとんどない勤務、深夜勤務、不規則勤務といった労働時間以外の業務における過重な負荷要因があったと主張している。

(ア) 拘束時間についてみると、認定基準によれば、拘束時間の長い業務について業務の過重性は、拘束時間数、実労働時間数、労働密度、業務内容、休憩・仮眠時間数、休憩・仮眠施設の状況等の観点から検討し、評価するとされているので、以下、この点についてみる。

a 拘束時間数は、労働時間集計表によれば、被災者の本件疾病発症前1週間の拘束時間は59時間10分である。また被災者の本件疾病発症前6か月間の拘束時間が最も長かった期間は、被災者の本件疾病発症前1か月の268時間43分であり、これは、「拘束時間が長い」とされる

1 か月当たりの拘束時間300時間を超えておらず、過重な負荷要因であったとは認められない。

b 実労働時間数についてみると、前記アのとおりである。

c 労働密度についてみると、決定書理由に説示するとおり、タクシーの運転業務には、客待ち時間などの労働密度の低い時間が含まれており、被災者の業務の労働密度が過重な負荷要因であったとは認められない。

d 業務内容についてみると、タクシーの運転業務の内容は、旅客の運送という比較的定型的な業務であり、被災者の業務内容が過重な負荷要因であったとは認められない。

e 休憩・仮眠時間数についてみると、運転日報及び労働時間集計表のとおり、被災者は各勤務において2回程度、合計で1時間30分から2時間程度の休憩をしており、被災者の休憩・仮眠時間数が少なかったとは言えない。

f 休憩・仮眠施設の状況についてみると、休憩施設は会社などに設置されていることが認められ、また会社には仮眠施設が設置されていることが認められる。

g 以上によれば、被災者に認められる拘束時間が、過重な負荷要因であったとは認められない。

(イ) 連続勤務についてみると、労働時間集計表によれば、被災者の本件疾病発症前1週間ないし6か月間において、勤務のない日が1か月間に最低でも3日以上あり、被災者がこの期間において休日のない長期間の連続勤務を行っていたと認めることはできない。

(ウ) 勤務間隔についてみると、労働時間集計表によれば、被災者の平成○年○月○日及び同月○日にかけての勤務の状況は、同月○日午前○時○分に勤務が終了し、同月○日午前○時○分に次の勤務が開始となっており、この前後の勤務の勤務間隔は28時間6分である。また、労働時間集計表及びデータ検索結果一覧表によれば、本件疾病発症前6か月間において、前後の勤務の勤務間隔が最も短かったのは、平成○年○月○日午前○時○分に日勤勤務が終了した後、同日午前○時○分に隔日勤務が開始となったときの7時間53分である。また、前後の勤務が共に隔日勤務であったときにそれぞれの勤務間隔が最も短かったのは、平成○年○月○日午前○時○

分に勤務が終了した後同月○日午前○時○分に勤務が開始となったときの25時間である。以上によれば、被災者の業務が勤務間隔のほとんどない勤務が続くようなものであったと認めることはできない。

(エ) 深夜勤務・不規則勤務についてみると、請求代理人は、会社が被災者に日勤勤務と隔日勤務を併用させていたことが深夜勤務、不規則勤務に当たると主張するが、決定書理由に説示するとおり、会社が被災者に日勤勤務と隔日勤務を併用させたのは、会社が被災者の体調を考慮して、被災者自身の申出に基づいて行われていたものであり、日勤勤務と隔日勤務の併用が、過重な負荷要因となったと認めることはできない。

(オ) このほか、一件記録を精査するも、被災者にその他業務における過重な負荷要因があったとは認められない。

ウ したがって、当審査会としても、被災者は、発症前の長期にわたって、著しい疲労をもたらす特に過重な業務に従事していたとは認められない。

(6) 被災者には、既往歴として、糖尿病、高血圧、脂質異常症があることが認められる。

(7) 以上からすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。